

令和3年度以降の配偶者控除・配偶者特別控除一覧表(町県民税)

区分	配偶者の所得等		納税義務者の合計所得金額			
	配偶者の合計所得金額	給与のみ場合の収入額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	480,000円以下	1,030,000円以下	33万円	22万円	11万円	—※2
老人配偶者控除※1			38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	480,001円～ 1,000,000円	1,030,001円～ 1,550,000円	33万円	22万円	11万円	—
	1,000,001円～ 1,050,000円	1,550,001円～ 1,600,000円	31万円	21万円	11万円	—
	1,050,001円～ 1,100,000円	1,600,001円～ 1,667,999円	26万円	18万円	9万円	—
	1,100,001円～ 1,150,000円	1,668,000円～ 1,751,999円	21万円	14万円	7万円	—
	1,150,001円～ 1,200,000円	1,752,000円～ 1,831,999円	16万円	11万円	6万円	—
	1,200,001円～ 1,250,000円	1,832,000円～ 1,903,999円	11万円	8万円	4万円	—
	1,250,001円～ 1,300,000円	1,904,000円～ 1,971,999円	6万円	4万円	2万円	—
	1,300,001円～ 1,330,000円	1,972,000円～ 2,015,999円	3万円	2万円	1万円	—
	1,330,001円以上	2,016,000円以上	—	—	—	—

※1 老人配偶者控除は配偶者の年齢が70歳以上の場合
例) 令和3年度の町県民税の場合、昭和26年1月1日以前生まれの方。

※2 配偶者控除は受けられませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数には含まれます。「同一生計配偶者」の方が障害者であれば、障害者控除の対象となります。